

セーフティネット保証4号にかかる特定中小企業者の認定のご案内

1 認定の対象となる方 ※原則として、次のすべてに該当する方

- ・名古屋市内及び経済産業大臣の指定地域（※）に本店又は事業所を有しており、経済産業大臣の指定した災害等（※）の発生後、売上高等が（１）、（２）又は（３）のいずれかの状況となっていること

（１）最近１か月間の売上高等が、前年同月比で２０％以上減少し、その後２か月間を含む３か月間の売上高等が、前年同期比で２０％以上減少見込み

（２）「業歴１年１か月未満」又は「前年等以降の事業拡大」により売上高等の前年等比較が不適当（以下「創業者等」）で、災害等の発生前に売上高等がある方【創業者等①】

- ・最近１か月間の売上高等が、災害等の発生直前の３か月間の月平均売上高等と比較して２０％以上減少し、その後２か月間を含む３か月間の売上高等が、災害等の発生直前の３か月間の売上高等と比較して２０％以上減少見込み

（３）創業者等で、災害等の発生前に売上高等がない方【創業者等②】

- ・最近１か月間の売上高等が、災害等の発生後３か月間の月平均売上高等と比較して２０％以上減少し、その後２か月間を含む３か月間の売上高等が、災害等の発生後３か月間の売上高等と比較して２０％以上減少見込み

※ 最新の指定地域・災害等は、中小企業庁HPからご確認ください

https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_4gou.html

2 認定申請の流れ

- ① 必要書類を持参して、**4 申請・お問合せ先** までご来庁下さい（予約不要）

【受付時間】午前９時～１１時、午後１時～４時（土日祝日、１２月２９日から１月３日を除く）

- ② 認定要件、必要書類を確認し、書類一式を提出していただきます

- ③ 交付日を記入した受取書をお渡ししますので、後日、改めてご来庁いただきます

3 必要書類

提出書類	備考			
☐ 「認定申請書」※2通必要	・所定の様式を市HPよりダウンロードしてご記入下さい https://www.city.nagoya.jp/keizai/page/0000099394.html			
☐ 「売上高等内訳書」				
☐ 月別売上高が確認できる資料 ※売上高の見込に関する資料は不要	例) 月別売上高がわかる各種試算表、売上台帳、法人概況説明書等			
☐ 名古屋市内及び指定地域でそれぞれ事業実態が確認できる書類 ※右記で確認できない場合は、許認可証や賃貸借契約書の写し等、 実在確認ができる資料を2種類以上（個人は1種類で可） 、ご用意下さい	法人	☐ 履歴又は現在事項全部証明書	・3か月以内に法務局で取得した原本又はコピー	
	個人	☐ 直近1期分の確定申告書 ※創業後で1期申告前は開業届	・表紙、収支計算書や青色申告決算書のコピー	
	※個人の方で、住民票現住所と市内事業所の所在地が異なる場合は「認定申請書」の住所記入欄に両方をご記入下さい。			
☐ 創業年月日が確認できる資料	法人	履歴又は現在事項全部証明書等	個人	開業届、許認可証等
☐ 事業拡大等が確認できる資料 ※創業者①又は②で事業拡大の場合	例) 新店舗の許認可証、新規出店の広告、増員前後の賃金台帳等 ※前年等以降の事業拡大の事実が客観的に確認できる資料が必要です			
☐ 来庁者の本人確認書類等	・運転免許証等の顔写真付き公的書類（全員）、社員証や名刺等その企業への所属が確認できるもの（従業員が来庁する場合のみ）			

※必要に応じて、上記以外の書類等の提出をお願いすることがあります。

※認定は一切の融資・保証を約束するものではありません。また、認定後に申請内容と異なる事実が判明した場合には、認定が取消しとなる場合があります。

4 申請・お問合せ先

名古屋市経済局産業労働部中小企業振興課

〒４６４－０８５６ 千種区吹上二丁目６－３ 中小企業振興会館６階 TEL：７３５－２１００